

改正	昭和42年7月1日条例第35号 昭和52年7月21日条例第33号 昭和54年3月5日条例第15号 昭和55年3月27日条例第25号 昭和57年3月29日条例第18号 昭和58年3月17日条例第15号 昭和61年3月27日条例第18号 平成元年3月27日条例第11号 平成7年3月16日条例第9号 平成11年3月15日条例第20号 平成13年3月26日条例第22号 平成15年3月24日条例第38号 平成17年10月17日条例第65号 平成21年7月9日条例第36号 平成24年12月13日条例第80号 平成26年3月20日条例第18号 平成27年10月13日条例第42号 平成29年7月18日条例第40号 平成31年3月18日条例第3号 令和4年3月24日条例第22号	昭和51年3月29日条例第26号 昭和53年10月9日条例第28号 昭和54年10月4日条例第28号 昭和55年9月29日条例第39号 昭和57年10月4日条例第34号 昭和60年3月28日条例第24号 昭和63年12月19日条例第29号 平成6年3月24日条例第12号 平成9年3月21日条例第1号 平成12年3月23日条例第18号 平成14年3月25日条例第20号 平成17年3月28日条例第32号 平成20年12月18日条例第56号 平成24年3月22日条例第29号 平成25年3月25日条例第15号 平成27年3月19日条例第17号 平成28年12月15日条例第47号 平成30年3月22日条例第27号 令和3年3月25日条例第17号
----	---	---

「長野県運動公園条例」をここに公布する。

長野県都市公園条例

題名改正〔昭和54年条例28号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 都市公園の設置（第2条—第4条の4）
- 第3章 都市公園の管理（第5条—第17条）
- 第4章 監督（第18条・第19条）
- 第5章 指定管理者による管理等（第20条—第28条）
- 第6章 雑則（第29条—第31条）

## 附則

### 第1章 総則

追加〔平成17年条例65号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。第4条の3において「移動等円滑化法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の規定に基づき、長野県都市公園（以下「都市公園」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和54年条例28号・平成17年65号・25年15号・30年27号〕

### 第2章 都市公園の設置

追加〔平成17年条例65号〕

（設置）

第2条 住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にスポーツ、レクリエーション及び文化活動の場を提供するため、都市公園を設置する。

一部改正〔昭和42年条例35号・54年28号・平成6年12号・17年65号〕

(名称及び位置)

第3条 都市公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
長野県長野運動公園	長野市
長野県松本平広域公園	松本市 塩尻市
長野県風越公園	飯田市
長野県駒場公園	佐久市
長野県若里公園	長野市
長野県飯田運動公園	飯田市
長野県南信州広域公園	下伊那郡売木村
長野県烏川溪谷緑地	安曇野市

追加〔昭和42年条例35号〕、一部改正〔昭和52年条例33号・54年28号・55年39号・58年15号・平成元年11号・6年12号・11年20号・14年20号・17年65号・28年47号〕

(創造館)

第4条 長野県風越公園に長野県飯田創造館を、長野県駒場公園に長野県佐久創造館を設置する。

全部改正〔平成17年条例65号〕

(配置及び規模の基準)

第4条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の区域内の都市公園（国及び他の地方公共団体が設置するものを含む。第3号において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積が10平方メートル以上となるようにすること。
- (2) 広域の利用に供するものとして配置し、及び規模を定めること。
- (3) 県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮して配置し、及び規模を定めること。
- (4) 容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように規模を定めること。

追加〔平成25年条例15号〕

(公園施設の基準)

第4条の3 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、運動施設を設ける場合その他の規則で定める場合ごとに規則で定める。

2 移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げる公園施設について、都市公園内における高齢者、障害者等の移動上及び公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資するものとなることを考慮して規則で定める。

- (1) 都市公園の出入口と次号から第6号までに掲げる公園施設（以下この号において「休憩所等」という。）との間の経路及び第3号に掲げる駐車場と休憩所等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- (2) 休憩所
- (3) 駐車場
- (4) 便所
- (5) 管理事務所
- (6) その他規則で定める公園施設

追加〔平成25年条例15号〕、一部改正〔平成30年条例27号〕

(運動施設の制限)

第4条の4 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

追加〔平成30年条例27号〕

### 第3章 都市公園の管理

追加〔平成17年条例65号〕

(公園施設の設置等の許可の申請)

第5条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の外観
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他知事が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理の場所
- エ 管理の方法
- オ その他知事が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合にあっては、当該変更に係る事項

全部改正〔平成17年条例65号〕

(占用の許可の申請)

第6条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件（都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設をいう。次号及び次条において同じ。）の外観

- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他知事が必要と認める事項

全部改正〔平成17年条例65号〕

(占用の許可を受けた事項の軽易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

全部改正〔平成17年条例65号〕

(行為の禁止)

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆（たい）積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 規則で定める場合を除き、はり紙、はり札その他の広告物を表示し、又は掲出すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは著しく迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること。

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例42号〕

(行為の許可)

第9条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次条の規定による許可を受けて使用する場合において規則で定めるときについては、この限りでない。

(1) 物品を販売し、又は頒布すること。

(2) 競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(4) ロケーションをすること。

(5) 前条第9号の規則で定める場合又は総合球技場のスタンドの内壁若しくは野球場のフェンスに広告物を表示し、又は掲出すること。

2 知事は、前項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例17号〕

(スポーツ施設等の利用の許可)

第10条 都市公園のスポーツ施設、レクリエーション施設又は文化施設（以下「スポーツ施設等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、第20条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

追加〔平成17年条例65号〕

(使用料の納付等)

第11条 公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第9条第1項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為にあつては、総合球技場のスタンドの内壁又は野球場のフェンスに広告物を表示し、又は掲出するものに限る。）をすることに当たり、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の許可を受けて都市公園を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第1のとおりとする。

3 使用料の納付方法は、規則で定める。

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例17号〕

(使用料の減免)

第12条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

一部改正〔昭和42年条例35号・平成6年12号・17年65号〕

(使用料の還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用する者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

追加〔平成6年条例12号〕、一部改正〔平成17年条例65号〕

(利用料金の納付等)

第14条 スポーツ施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金の納付方法は、規則で定める。

追加〔平成17年条例65号〕

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるものとして規則で定める基準に該当するとき

は、利用料金を減免することができる。

追加〔平成17年条例65号〕

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による還付をすることができる場合及びその額の基準は、規則で定める。

追加〔平成17年条例65号〕

(利用の禁止又は制限)

第17条 知事は、都市公園の施設の損壊その他の理由により都市公園の利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

追加〔平成17年条例65号〕

#### 第4章 監督

追加〔平成17年条例65号〕

(監督処分)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第9条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反している者
- (2) 第9条第1項の許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第9条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は一般住民の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

追加〔平成17年条例65号〕

(工作物等の保管の手続等)

第19条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この条において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、当該公園の管理事務所又は当該公園内の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第6項において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県報に掲載すること。

3 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を当該公園の管理事務所（公園の管理事務所に備え付け難い都市公園として規則で定めるものにあつては、規則で定める場所）に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

4 法第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

6 知事は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領証と引換えに返還するものとする。

追加〔平成17年条例65号〕

#### 第5章 指定管理者による管理等

追加〔平成17年条例65号〕

（指定管理者による管理）

第20条 都市公園並びに長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館（以下この章において「都市公園等」という。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成21年条例36号〕

（指定管理者の指定）

第21条 指定管理者の指定は、都市公園等の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。ただし、次に掲げる理由により公募することが適当でない都市公園等として知事が定めるものに係る指定管理者の指定に当たっては、公募しないものとする。

（1） 都市公園等に近接する他の都市公園があり、当該他の都市公園の管理者を当該都市公園等の指定管理者とすることにより、当該都市公園等の利用者の利便性の向上が図られることとなること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める理由

追加〔平成17年条例65号〕

（公募）

第22条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

（1） 都市公園等の名称及び位置並びにその概要

（2） 指定管理者の指定の期間

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成17年条例65号〕

（指定の申請）

第23条 第21条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、管理を行うことを希望する都市公園等の管理の方法その他の当該都市公園等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

追加〔平成17年条例65号〕

（候補者の選定の基準）

第24条 第21条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

（1） 一般住民の平等な利用が確保されること。

（2） 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

（4） 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

（5） 長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館（以下この号及び第26条において「創造館」という。）にあっては、事業計画書の内容が創造館の公共性を確保するものであること。

追加〔平成17年条例65号〕

（指定の告示）

第25条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例65号〕

(業務の範囲)

第26条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園等(備品等を含む。)の維持管理に関する業務及びこれに附帯する業務
- (2) 長野県風越公園、長野県駒場公園、長野県若里公園及び長野県烏川溪谷緑地以外の都市公園等にあつては、スポーツ施設等の利用の許可及び利用料金に関する業務並びにこれに附帯する業務
- (3) 創造館にあつては、文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの及びこれに附帯する業務

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成21年条例36号・24年80号〕

(管理の基準)

第27条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ施設等の休場日及び利用時間について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。
- (2) 次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (3) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

追加〔平成17年条例65号〕

(協定の締結)

第28条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園等の管理に関し必要な事項

追加〔平成17年条例65号〕

## 第6章 雑則

追加〔平成17年条例65号〕

(過料)

第29条 知事は、第8条の規定に違反して同条各号のいずれかに掲げる行為をした者に対し、5万円以下の過料を科する。

2 知事は、第18条の規定による命令で次の各号のいずれかに掲げるものに違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反している者に対する知事の命令
- (2) 第9条第1項の許可を受けた者に対する知事の命令

追加〔平成17年条例65号〕

第30条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前条第2項各号の規定の適用については、知事とみなす。

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成29年条例40号〕

(管理等の委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和42年条例35号・54年28号・平成6年12号・17年65号〕

## 附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年7月1日条例第35号)

この条例は、昭和42年7月10日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日条例第26号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年 7 月21日 条例第33号）

この条例は、昭和52年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年10月 9 日 条例第28号）

この条例は、昭和53年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月 5 日 条例第15号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年10月 4 日 条例第28号）

この条例は、昭和54年12月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月27日 条例第25号）

この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 9 月29日 条例第39号）

この条例は、昭和55年12月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の表の改正規定（長野県風越公園に係る部分に限る。）は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月29日 条例第18号）

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 の(6)を同 1 の(7)とし、同 1 の(5)を同 1 の(6)とし、同 1 の(4)を同 1 の(5)とし、同 1 の(3)を同 1 の(4)とし、同 1 の(2)の次に同 1 の(3)を加える改正規定は、昭和57年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年10月 4 日 条例第34号）

この条例は、昭和57年10月10日から施行する。

附 則（昭和58年 3 月17日 条例第15号）

この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 の(2)の改正規定は、昭和58年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 3 月28日 条例第24号）

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月27日 条例第18号）

この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年12月19日 条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和64年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月27日 条例第11号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月24日 条例第12号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表中

「 松本市 」

を

「 松本市 塩尻市 」

に改める改正規定及び別表の改正規定（パターゴルフ場に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 6 年 7 月規則第28号で、同 6 年 7 月26日から施行）

附 則（平成 7 年 3 月16日 条例第 9 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月21日 条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成11年 3 月15日 条例第20号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月23日 条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第22号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第38号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第32号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月17日条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に権原に基づきこの条例による改正後の長野県都市公園条例（以下「新条例」という。）第9条第1項各号に掲げる行為をしている者に係る当該行為については、同条及び新条例第11条の規定にかかわらず、当該権原に基づき当該行為をすることができる期間が経過する日までの間は、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第21条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第25条まで及び第28条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成20年12月18日条例第56号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月9日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 長野県烏川溪谷緑地に係るこの条例による改正後の長野県都市公園条例（以下「新条例」という。）第21条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第25条まで及び第28条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月22日条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月13日条例第80号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長野県都市公園条例第4条の2第2号の規定は、この条例の施行の日前に設置した都市公園については、適用しない。

附 則（平成26年3月20日条例第18号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第17号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月13日条例第42号）

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日条例第47号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月18日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3月18日条例第 3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定及び第 7条の規定（長野県都市公園条例別表第 1の 1の改正規定に限る。）は、同年 4月 1日から施行する。

（財産に関する条例及び長野県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 平成31年 9月30日までの使用に係る使用料の額の算出については、第 2条の規定による改正後の財産に関する条例別表及び第 7条の規定による改正後の長野県都市公園条例別表第 1の 1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3年 3月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4年 3月24日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

（別表第 1）（第11条関係）

- 1 公園施設の設置又は管理に係る使用

区分		単位	金額
公園施設の設置	土地を使用する場合	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	土地の固定資産評価額（1 平方メートル当たりの額をいう。以下同じ。）に100分の 6 を乗じて得た額
	建物を使用する場合	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	次の算式により算出して得た額 (A + B × C) × 100分の 6. 6
公園施設の管理		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	算式の符号 A 当該建物（公園施設の管理にあつては、当該公園施設。以下同じ。）の固定資産評価額 B 当該建物の敷地の固定資産評価額 C 当該建物の建築面積又はこれに相当する面積 D 当該建物の延面積

（備考） 1 占有面積が 1 平方メートル未満であるときは、1 平方メートルとし、その面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

2 使用期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、それぞれ日割りによるものとする。

3 売店である公園施設のうち知事が定めるものの設置に係る使用料の額は、知事が別に定める額とする。

- 2 都市公園の占用に係る使用

区分	単位	金額	
		所在地が市の区域の場合	所在地が町及び村の区域の場合
法第 7 条第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	円 960	円 880
	第 2 種電柱	1, 400	1, 300
	第 3 種電柱	2, 000	1, 800

	第1種電話柱		860	800
	第2種電話柱		1,400	1,200
	第3種電話柱		1,900	1,700
	その他の柱類		66	61
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	4
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,300	1,200
法第7条第2号に掲げる物件	外径0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	66	61
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89	82
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		170	160
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		440	410
	外径1メートル以上のもの		890	820
法第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	1,300	1,200
法第7条第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	560	510
	公衆電話所		1,300	1,200
法第7条第5号に掲げる仮設工作物		占用面積1平方メートルにつき1月	130	120
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	28	18
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	280	180
都市公園法施行令（昭和31年政令第291号。以下「政令」という。）第12条第1号に掲げる物件		1本につき1年	1,000	980
政令第12条第2号及び第2号の3に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	土地の固定資産評価額に1,000分の3を乗じて得た額	
政令第12条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,800	1,200
政令第12条第4号から第6号までに掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200
政令第12条第7号に	一時的に設けるもの	占用面積1平方	28	18

掲げる工事用施設及び同条第8号に掲げる工事用材料の置場		メートルにつき 1日		
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	280	180
政令第12条第9号に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき 1月	130	120

- (備考) 1 「所在地」とは、占用物件の所在地をいう。ただし、各年度の初日後に占用物件の所在地に変更があつた場合は、当該年度の初日における所在地によるものとする。
- 2 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の2において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の3において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 占用物件の長さ又は占用面積が1メートル又は1平方メートル未満であるときは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとし、その長さ又は面積に1メートル又は1平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ切り上げるものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 6 使用料の額が月額で定められている占用物件に係る使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 7 使用期間が1月未満である場合における使用料の額は、この表により算定して得た額に1.1を乗じて得た額とする。

### 3 行為に係る使用

区分	単位	金額
第9条第1項第1号に掲げる行為	1人につき1日	円 570
第9条第1項第2号に掲げる行為	占用面積1平方メートル につき1日	4
第9条第1項第3号に掲げる行為	1人につき1日	480
第9条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人につき1日 670
	写真撮影以外のもの	1日 14,100
第9条第1項第5号に掲げる行為	総合球技場のスタンドの内壁に広告物を表示し、又は掲出するもの	表示面積1平方メートル につき1日 1,300
	野球場のフェンスに広告物	表示面積1平方メートル につき1年 広告物が有する価値等を勘案して知事が定め

	を表示し、又は 掲出するもの		る額
--	-------------------	--	----

(備考) 1 占有面積又は表示面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとし、それらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

2 使用料の額が年額で定められている行為に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。

追加〔平成17年条例65号〕、一部改正〔平成26年条例18号・27年17号・31年3号〕

(別表第2) (第14条関係)

1 野球場

区分		金額	
		長野県長野運動公園	長野県飯田運動公園
入場料を徴収して利用する場合	入場者数	円	円
	2,000人未満	40,700	29,500
	2,000人以上 3,000人未満	74,400	51,900
	3,000人以上 5,000人未満	107,000	74,400
	5,000人以上 7,000人未満	161,000	107,000
	7,000人以上 10,000人未満	215,000	161,000
	10,000人以上	324,000	215,000
入場料を徴収しないで利用する場合	午前8時30分から正午まで	5,900	4,800
	正午から午後5時まで	8,500	6,800
	午前8時30分から午後5時まで	11,900	9,500
	午後5時から午後9時まで	6,700	5,500
	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	1,700	1,300

2 陸上競技場、補助競技場及び弓道場

区分	金額				
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時	午後5時から午後9時(弓)	超過時間(超過時間が1時

				まで	道場にあつては、午後8時)まで	間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	
陸上競技場	専用する場合	入場料を徴収して利用する場合	円 15,300	円 23,400	円 38,700	円 —	円 4,600
		入場料を徴収しないで利用する場合	5,300	7,600	12,900	6,100	1,500
	専用しない場合	一般	1人について 150円	1人について 150円	1人について 300円	—	—
		小・中学生及び高校生	50円	50円	100円	—	—
	役員室	900	2,000	2,900	2,000	400	
補助競技場	専用する場合	4,300	5,300	8,600	—	1,000	
専用しない場合	一般	1人について 150円	1人について 150円	1人について 300円	—	—	
	小・中学生及び高校生	50円	50円	100円	—	—	
弓道場	専用する場合	1人立について	1,200円	1,400円	2,400円	—	1人立について 300円
		一般	1人について 250円	1人について 250円	1人について 500円	1人について 250円	—
		小・中学生及び高校生	100円	100円	200円	100円	—
	指導員室	600	800	1,400	—	200	
	研修室	1,200	1,600	2,800	—	400	

(備考) 陸上競技場の役員室とグラウンドとを併せて利用する場合(グラウンドを専用する場合に限る。)にあつては、グラウンドを利用する場合の額とする。

### 3 相撲競技場、庭球競技場及び多目的運動場

区分		金額		
		相撲競技場	庭球競技場	多目的運動場
専用する	午前8時30分から正午まで	円	コート1面について	円

場合			700	1,400円	1,100
	正午から午後5時まで		900	1,600円	1,400
	午前8時30分から午後5時まで		1,400	2,900円	2,500
	午後5時から午後9時まで		—	1,400円	1,200
	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき		—	400円	300
専用しない場合	午前8時30分から正午まで	一般	1人について 150円	1人について 300円	—
		小・中学生及び高校生	” 50円	” 100円	—
	正午から午後5時まで	一般	” 150円	” 300円	—
		小・中学生及び高校生	” 50円	” 100円	—
	午前8時30分から午後5時まで	一般	” 300円	” 600円	—
		小・中学生及び高校生	” 100円	” 200円	—

（備考）庭球競技場を専用して2時間利用する場合の利用料金の額は、800円とする。

#### 4 体育館

区分				金額						
				午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき
全部を利用する場合	入場料を利用する場	アマチユアスポーツ又はレクリエーションに利用する	第1体育館	円 15,300	円 21,400	円 26,500	円 36,700	円 47,900	円 63,200	円 4,700
			第2体育館	7,400	10,200	12,200	17,600	22,400	29,800	2,200

合	利用する場合	場合								
		上記以外に利用する場合	第1体育館	64,200	85,600	107,000	149,800	192,600	256,800	19,400
			第2体育館	31,600	41,800	51,900	73,400	93,700	125,300	9,300
	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	第1体育館	4,300	5,300	6,500	9,600	11,800	16,100	1,200
			第2体育館	2,100	2,600	3,200	4,700	5,800	7,900	600
		上記以外に利用する場合	第1体育館	15,300	21,400	26,500	36,700	47,900	63,200	4,600
			第2体育館	7,400	10,200	12,200	17,600	22,400	29,800	2,200
	一部を利用する場合	専用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額						
専用しない場合		一般	1人1回について 150円							
		小・中学生及び高校生	" 50円							

5 球技場

		金額			
区分		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	超過時間（超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。）1時間につき
グラウンド	専用する場合	円 4,300	円 5,300	円 8,600	円 1,100
	専用しない	一般	1人について150円	1人について150円	1人について300円
	小・中学生及び高校生	" 50円	" 50円	" 100円	—



第10会議室	2,000	4,000	4,500	6,000	8,500	10,500	800
特別会議室	4,800	9,500	10,200	14,300	19,700	24,500	1,800
観覧室	10,200	21,400	24,400	31,600	45,800	56,000	4,300

(備考) 1 多目的室とグラウンドとを併せて利用する場合にあっては、グラウンドを利用する場合の額とする。

2 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

7 芝生グラウンド

区分	金額			
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
専用する場合	円 3,500	円 6,900	円 10,400	円 1,200

8 やまびこドーム

区分		金額							
		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき	
グラウンド	全部を利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	円 21,400	円 41,800	円 46,900	円 63,200	円 88,700	円 110,100	円 8,500
		上記以外に利用する場合	平日	106,000	214,000	239,000	320,000	453,000	559,000
	日曜日、土曜日及び休日		127,000	256,000	288,000	383,000	544,000	671,000	51,900
	入場料を徴収しないで利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに	一般	10,200	21,400	24,400	31,600	45,800	56,000
小・中学生及び高校生		5,200	10,200	11,200	15,400	21,400	26,600	2,000	

	合	利用する場合									
		上記以外に利用する場合	平日	52,000	106,000	119,000	158,000	225,000	277,000	21,400	
			日曜日、土曜日及び休日	64,200	126,000	144,000	190,200	270,000	334,200	25,500	
一部を利用する場合	テニスコートとして専用する場合	一般	コート1面2時間について 2,100円								
		小・中学生及び高校生	" 1,000円								
	専用しない場合	一般	1人2時間について 400円								
		小・中学生及び高校生	" 200円								
第1会議室			1,500	3,200	3,600	4,700	6,800	8,300	600		
第2会議室			1,200	2,500	2,900	3,700	5,400	6,600	500		
第3会議室			400	800	900	1,200	1,700	2,100	200		
第4会議室			1,200	1,800	1,600	3,000	3,400	4,600	400		

- (備考) 1 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（2に規定する休日を除く。）をいう。  
2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。  
3 入場料を徴収しないで営業のために利用する場合は、入場料を徴収して利用する場合の額とする。  
4 準備等のために、午後9時30分から翌日の午前9時までの間に利用する場合は、知事が別に定める額とする。

#### 9 パターゴルフ場

区分	金額	
	9ホール	18ホール
一般	1人1回について 600円	1人1回について 1,000円
小・中学生及び高校生	1人1回について 300円	1人1回について 500円

#### 10 オートキャンプ場

##### (1) 個別サイト等

区分	金額
個別サイト	1サイト1泊について 4,700円 (宿泊を伴わない場合にあつては、1サイト1回について2,000円)
キャラバンサイト	1サイト1泊について 6,200円
フリーサイト	1サイト1泊について 3,100円 (宿泊を伴わない場合にあつては、1サイト1回について1,500円)
キャビン	1棟1泊について 11,200円
大型キャビン	1棟1泊について 22,400円

##### (2) 会議室

区分	金額						
	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時	超過時間（超過

	から正午まで	から午後5時まで	から午後10時まで	から午後5時まで	から午後10時まで	から午後10時まで	時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。) 1時間につき
第1会議室	500円	800円	1,000円	1,300円	1,800円	2,300円	200円
第2会議室							

11 東管理棟

区分	金額						
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。) 1時間につき
会議室	円 800	円 1,600	円 1,900	円 2,400	円 3,500	円 4,300	円 300
ホール	4,200	8,400	9,600	12,600	18,000	22,200	1,700

12 トレーニング室

区分	金額
一般	1人1回について 150円
小・中学生及び高校生	1人1回について 50円

13 宿泊施設

区分	金額
一般	1人1夜について 600円
小・中学生及び高校生	1人1夜について 300円

(備考) 金額には、食事代を含まない。

14 長野県飯田創造館

区分	金額						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。) 1時間につき
101号 全部を	円	円	円	円	円	円	円

室	利用する場合	1,000	1,600	2,200	2,600	3,800	4,800	400
	一部を利用する場合	500	800	1,100	1,300	1,900	2,400	200
102号室		500	800	1,100	1,300	1,900	2,400	200
103号室		600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
104号室		1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	500
105号室		900	1,400	1,900	2,300	3,300	4,200	400
201号室		2,300	3,800	5,100	6,100	8,900	11,200	1,000
202号室		1,100	1,700	2,300	2,800	4,000	5,100	500
203号室		800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300
204号室	全部を利用する場合	700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
	一部を利用する場合	400	600	800	1,000	1,400	1,800	200
301号室		2,500	4,000	5,400	6,500	9,400	11,900	1,000
401号室								
402号室		400	600	900	1,000	1,500	1,900	200
403号室		400	600	800	1,000	1,400	1,800	200
404号室								

15 長野県佐久創造館

区分			金額						
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げるものとする。)1時間につき
101号室	全部を徴収して利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	円 8,000	円 10,200	円 10,200	円 18,200	円 20,400	円 28,400	円 —
		上記以外に利用する場合	30,600	41,800	41,800	72,400	83,600	114,200	—
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	1,900	2,500	2,500	4,400	5,000	6,900	—
		上記以外に利用する場合	8,000	10,200	10,200	18,200	20,400	28,400	—

		用する場合							
一部を利用する場合	専用する場合	全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の2分の1に相当する額							
	一般	1人1回について 100円							
	専用しない場合	小・中学生及び高校生	1人1回について 50円						
102号室			1,900	3,000	4,200	4,900	7,200	9,100	800
103号室	全部を利用する場合	1,600	2,400	3,400	4,000	5,800	7,400	700	
	一部を利用する場合	800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300	
104号室	全部を利用する場合	1,600	2,400	3,300	4,000	5,700	7,300	700	
	一部を利用する場合	800	1,200	1,700	2,000	2,900	3,700	300	
105号室			1,200	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	500
201号室			2,100	3,300	4,500	5,400	7,800	9,900	900
202号室			700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
203号室									
208号室									
204号室			700	1,000	1,400	1,700	2,400	3,100	300
207号室									
205号室			900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000	400
206号室			1,100	1,700	2,400	2,800	4,100	5,200	500
209号室			1,600	2,500	3,400	4,100	5,900	7,500	700
210号室			100	100	200	200	300	400	40
211号室									
212号室									
213号室									

16 備品等

区分	金額
備品を利用する場合	知事が別に定める額
照明を利用する場合	
冷房又は暖房を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

全部改正〔昭和42年条例35号〕、一部改正〔昭和51年条例26号・52年33号・53年28号・54年15号・28号・55年25号・39号・57年18号・34号・58年15号・60年24号・61年18号・平成元年11号・6年12号・7年9号・9年1号・11年20号・12年18号・13年22号・14年20号・17年65号・20年56号・24年29号・80号・26年18号・28年47号・31年3号・令和3年17号・4年22号〕